

広島県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十五年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

東広島市黒瀬町菅田字後平四九四の二から四九四の一二まで、四九四の四八から四九四の七六まで、四九五の三から四九五の八まで、四九五の一一、四九五の四三、四九五の四四、四九五の一一五から四九五の一一七まで、四九五の一二七、四九五の一二八、四九六の二から四九六の一一まで、四九七の二から四九七の八六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。()